

## 北杜市地産地消認証食品認証要綱

### (目的)

第1条 この告示は、北杜市の恵まれた自然環境のもと生み出された、北杜市産食材を原材料とした料理又は加工品（以下「料理等」という。）について、北杜市地産地消認証食品（以下「認証食品」という。）として認証することにより、地産地消の拡大を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、「北杜市産食材」とは、北杜市内で生産又は収穫された農産物、畜産物、林産物及び水産物をいう。

### (認証の資格)

第3条 認証食品の認証を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 北杜市エコひいき地産地消協力店登録要綱（平成23年北杜市告示第36号）第8条の規定による登録を受けている者
- (2) 料理等の調理、製造又は販売に当たり、食品表示法（平成25年法律第70号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）その他関係法令の基準を満たしている者

### (認証の基準)

第4条 料理等については、原材料の全てに北杜市産食材を使用していなければならない。ただし、調味料、薬味及び食品衛生法第10条の規定に基づき定められた添加物（以下「調味料等」という。）は含まないものとする。

### (認証の申請)

第5条 申請者は、北杜市地産地消認証食品（新規・更新）認証申請書（様式第1号）に使用原材料届出書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

### (認証の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、適否により北杜市地産地消認証食品認証決定（却下）通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査を実施するにあたり、北杜市食育・地産地消推進協議会の意見を聴くものとする。

### (認証の有効期間)

第7条 前条の規定による認証の有効期間（以下「認証期間」という。）は、市長が認証食品として決定した日から起算して3年を超えない年の3月31日までとする。

### (認証の更新)

第8条 第6条の規定による決定を受けた者（以下「認証取得者」という。）が、認証期間終了後も引き続き認証を受けようとする場合は、認証期間が終了する年の1月31日までに、北杜市地産地消認証食品（新規・更新）認証申請書（様式第1号）に使用原材料届出書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

（北杜市地産地消認証食品マーク）

第9条 市長は、認証取得者が認証食品として認証されたことを表示するため、北杜市地産地消認証食品マーク（以下「認証食品マーク」という。）を様式第4号により定めるものとする。

（認証食品マークの使用）

第10条 認証取得者は、認証食品に、認証食品マークを使用することができる。

2 認証取得者は、認証食品マークの作成及び使用に要する費用を負担するものとする。

（認証取得者の責務）

第11条 認証取得者は、第1条に規定する目的を達成するため、認証食品の継続的な提供に努めなければならない。

（苦情処理）

第12条 認証取得者は、認証食品に関して苦情があったときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるとともに、北杜市認証食品苦情処理状況報告書（様式第5号）により、市長に報告しなければならない。

（認証の取消し）

第13条 市長は、認証取得者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められるときは、認証を取り消すことができる。

（1） 認証取得者が、北杜市地産地消認証食品認証取消届出書（様式第6号）を市長に提出したとき。

（2） 第3条に規定する資格又は第4条に規定する基準を満たさなくなったとき。

（3） 偽りその他不正な手段により認証を受けたとき。

（4） 認証食品マークを不正に使用したとき。

（5） 市が行う調査及び指導に応じなかったとき。

（6） 市の品位又は信用を著しく損なう行為があったとき。

2 前項第2号から第6号までに掲げるいずれかの事項により認証を取り消された者は、認証を取り消された日から起算して3年間を経過する日まで、新規に認証を受けることができないものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、認証食品の認証に関し必要な事項は別に定める。